

不正な支援金の受給防止に係る誓約事項

当社は、支援金の受給に当たり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）当社は、岐阜県の求めに応じ、適切なLPガス料金の値引きの実施及びその証憑等の提出に協力します。
- （2）当社は、当社の帰責の有無にかかわらず、不正な支援金の受給に該当する可能性があるとして県が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金の金額の戻入又は支払保留等が発生することについて同意します。
- （3）当社は、上記に該当するほか、不正な支援金の受給が発生しないよう、県の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- （4）当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※¹、不適切な行為※²等を行いません。
- （5）当社は、不正が判明した場合には、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることについて、同意します。
- （6）当社は、LPガスの料金体系（三部料金制）において設備料金から値引きを実施する場合、当該設備料金は、LPガスの供給に不可欠であり、かつ、使用に伴い消耗する設備の料金に限定したものであることに同意します。

※1：不正請求

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請若しくは報告情報等に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 事業費相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること。
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと。
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること。

以上